

## 一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 16 の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1（自動車の検査及び自動車検査証）

自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。）はこの章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

（道路運送車両法）

（ ）

問題 2（車間距離の保持）

車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

（道路交通法）

（ ）

問題 3（安全管理者等に対する教育等）

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、運行管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

（労働安全衛生法）

（ ）

問題 4 (移転登録)

新規登録を受けた自動車について使用者の変更があったときは、新使用者は、その事由があった日から 15 日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

(道路運送車両法)

( )

問題 5 (相続)

一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。)が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後 100 日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(貨物自動車運送事業法)

( )

問題 6 (過労運転の防止)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者(以下「運転者」という。)を常時選任しておかなければならないが、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、2 月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

( )

問題 7 (健康教育等)

事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講じなければならない。

(労働安全衛生法)

( )

問題 8 (定義)

貨物自動車運送事業法において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する事業であって、特別積合せ貨物運送以外のものをいう。

(貨物自動車運送事業法)

( )

問題 9 (有償運送)

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村(特別区を含む。以下この号において同じ。)特定非営利活動促進法第2条第2項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める貨物の運送を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(道路運送法)

( )

問題 10 (目的)

道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発展を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

(道路運送法)

( )

問題 11 (運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

- 一 車両重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車
- 二 前号の事業用自動車に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車である事業用自動車
- 三 前2号に掲げる事業用自動車のほか、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

( )

#### 問題 1 2 (輸送の安全)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送（以下「過積載による運送」という。）の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

（貨物自動車運送事業法）

（ ）

#### 問題 1 3 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者（特別積合せ貨物運送（運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計（運行系統が重複する部分に係る距離を除く。）が100キロメートル以上のものに限る。）を行う一般貨物自動車運送事業者を除く）は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に、毎事業年度に係る事業報告書を、毎年7月10日までに提出しなければならない。

（貨物自動車運送事業報告規則）

（ ）

#### 問題 1 4 (遅延利息)

親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日（役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日）から起算して60日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に国土交通省規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

（下請代金支払遅延等防止法）

（ ）

#### 問題 1 5 (深夜業)

使用者は、満18才に満たない者を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によって使用する満16才以上の者については、この限りではない。

（労働基準法）

（ ）

問題 16 (定義)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律において「競争」とは、2以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。

- 1 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること
- 2 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること  
(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律)

( )

II. 次の問題 17 から 21 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 17 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

( ) 内に入る正しいものをア～コの中から選び記入しなさい。

・ 自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、拘束時間及び休息期間については、厚生労働省労働基準局長の定めるところによることができる。

1. 業務の必要上、勤務の終了後継続 8 時間 ( ① ) の休息期間を与えることが困難な場合
2. 自動車運転者が同時に 1 台の自動車に 2 人以上乗務する場合
3. 自動車運転者が ( ② ) 勤務に就く場合
4. 自動車運転者がフェリーに乗船する場合

・ 運転時間は、2 日(始業時刻から起算して 48 時間をいう。)を平均し 1 日当たり 9 時間、2 週間を平均し 1 週間当たり ( ③ ) 時間を超えないものとする。

・ 拘束時間は、1 箇月について 293 時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1 年のうち ( ④ ) ヶ月までは、1 年間についての拘束時間が ( ⑤ ) 時間を超えない範囲内において、320 時間まで延長することができる。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準)

ア. 3516	イ. 44	ウ. 3	エ. 隔日	オ. 未滿
カ. 早朝	キ. 9	ク. 3840	ケ. 63	コ. 以上
サ. 以下	シ. 56	ス. 休日	セ. 6	ソ. 深夜

① ( ) ② ( ) ③ ( ) ④ ( ) ⑤ ( )

問題 18 (報告書の提出)

「自動車の装置(道路運送車両法第四十一条各号に掲げる装置をいう。)の故障により、自動車が運行できなくなったもの」及び「車輪の脱落、被牽けん引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)」に該当する事故の場合に、自動車事故報告書に添付すべき書面及び略図又は写真として、次の①～③について正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

(自動車事故報告規則)

- ① 当該自動車の自動車検査証の有効期間
- ② 最近における当該自動車についての小規模な改造の内容、施行期日及び施行工場名
- ③ 故障した部品及び部品の故障した部位の名称(前後左右の別がある場合は前進方向に向かって前後左右の別を明記)、当該部品の製作者(製作者不明の場合は販売者)の氏名又は名称及び住所

① ( ) ② ( ) ③ ( )

問題 19 (事業計画の変更の認可の申請)

一般貨物自動車運送事業者が事業計画の変更の認可を申請しようとする際に、事業計画変更認可申請書に記載すべき事項として、次の①～③について正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業法施行規則)

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その役員の氏名
- ② 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)
- ③ 変更の予定日

① ( ) ② ( ) ③ ( )

問題 20 (運転者台帳)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、必要な事項を記載し、かつ、運転者台帳の作成 6 月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならないとされている。

運転者台帳に記載すべき事項として正しいものを、次のア～カの中から 2 つ選び ( ) 内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則)

- |                          |               |
|--------------------------|---------------|
| ア. 運転者の氏名、住所及び本籍地        | イ. 配偶者及び子の有無  |
| ウ. 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日 | エ. 飲酒の頻度      |
| オ. 作成番号及び作成年月日           | カ. 属する営業所の名称  |
| キ. 事業者の氏名又は名称並びに代表者の氏名   | ク. 保有する資格の種類  |
| ケ. 運転免許の年月日及び発行した公安委員会   | コ. 事業用自動車の乗務歴 |

( ) ( )

問題 21 (運賃及び料金の届出)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後 30 日以内に、運賃料金設定(変更)届出書を提出しなければならないとされている。

提出する運賃料金設定(変更)届出書に記載すべき事項として正しいものを次のア～ウの中から 1 つ選び ( ) 内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業報告規則)

- ア. 設定し、又は変更しようとする運賃又は料金の種類、額及び適用方法  
(変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。)
- イ. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ウ. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域を所管する運輸局又は運輸支局名

( )

## 一般貨物自動車運送事業の経営許可申請等に係る法令試験問題

申請者名（法人名）

受験者の氏名

（※注意事項）

設問の文中には、法令の条文をそのまま引用せずに、一部省略している場合があります。

I. 次の問題 1 から 16 の文章で正しいものに○を、誤っているものに×を（ ）内に記入しなさい。

問題 1（自動車の検査及び自動車検査証）

自動車（国土交通省令で定める軽自動車（以下「検査対象外軽自動車」という。）及び小型特殊自動車を除く。）はこの章に定めるところにより、国土交通大臣の行う検査を受け、有効な自動車検査証の交付を受けているものでなければ、これを運行の用に供してはならない。

（道路運送車両法第 58 条）

（ ○ ）

問題 2（車間距離の保持）

車両等は、同一の進路を進行している他の車両等の直後を進行するときは、その直前の車両等が急に停止したときにおいてもこれに追突するのを避けることができるため必要な距離を、これから保たなければならない。

（道路交通法第 26 条）

（ ○ ）

問題 3（安全管理者等に対する教育等）

事業者は、事業場における安全衛生の水準の向上を図るため、安全管理者、運行管理者、安全衛生推進者、衛生推進者その他労働災害の防止のための業務に従事する者に対し、これらの者が従事する業務に関する能力の向上を図るための教育、講習等を行い、又はこれらを受ける機会を与えるように努めなければならない。

（労働安全衛生法第 19 条の 2）

（正）衛生管理者

（ × ）



問題 4 (移転登録)

新規登録を受けた自動車について使用者の変更があったときは、新使用者は、その事由があった日から 15 日以内に、国土交通大臣の行う移転登録の申請をしなければならない。

(道路運送車両法第 13 条)

(正) 所有者

( × )

問題 5 (相続)

一般貨物自動車運送事業者が死亡した場合において、相続人(相続人が二人以上ある場合においてその協議により当該一般貨物自動車運送事業を承継すべき相続人を定めたときは、その者。)が被相続人の経営していた一般貨物自動車運送事業を引き続き経営しようとするときは、被相続人の死亡後100 日以内に、国土交通大臣の認可を受けなければならない。

(貨物自動車運送事業法第 3 1 条)

(正) 60 日以内

( × )

問題 6 (過労運転の防止)

一般貨物自動車運送事業者等は、事業計画に従い業務を行うに必要な員数の事業用自動車の運転者(以下「運転者」という。)を常時選任しておかなければならないが、選任する運転者は、日々雇い入れられる者、2 月以内の期間を定めて使用される者又は試みの使用期間中の者(14 日を超えて引き続き使用されるに至った者を除く。)であってはならない。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第 3 条第 2 項)

( ○ )

問題 7 (健康教育等)

事業者は、労働者に対する健康教育及び健康相談その他労働者の健康の保持増進を図るため必要な措置を継続的かつ計画的に講じなければならない。

(労働安全衛生法第 69 条第 1 項)

(正) 講ずるように努めなければならない

( × )

問題 8 (定義)

貨物自動車運送事業法において「一般貨物自動車運送事業」とは、他人の需要に応じ、有償で、自動車(三輪以上の軽自動車及び二輪の自動車を除く。)を使用して貨物を運送する事業であって、特別積合せ貨物運送以外のものをいう。

(貨物自動車運送事業法第 2 条第 2 項)

(正) 特定貨物自動車運送事業以外 ( × )

問題 9 (有償運送)

自家用自動車(事業用自動車以外の自動車をいう。)は、次に掲げる場合を除き、有償で運送の用に供してはならない。

- 一 災害のため緊急を要するとき。
- 二 市町村(特別区を含む。以下この号において同じ。)特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人その他国土交通省令で定める者が、次条の規定により一の市町村の区域内の住民の運送その他の国土交通省令で定める貨物の運送を行うとき。
- 三 公共の福祉を確保するためやむを得ない場合において、国土交通大臣の許可を受けて地域又は期間を限定して運送の用に供するとき。

(道路運送法第 7 8 条)

(正) 旅客 ( × )

問題 10 (目的)

道路運送法は、貨物自動車運送事業法と相まって、道路運送事業の運営を適正かつ合理的なものとし、並びに道路運送の分野における利用者の需要の多様化及び高度化に的確に対応したサービスの円滑かつ確実な提供を促進することにより、輸送の安全を確保し、道路運送の利用者の利益の保護及びその利便の増進を図るとともに、道路運送の総合的な発展を図り、もって公共の福祉を増進することを目的とする。

(道路運送法第 1 条)

(正) 発達 ( × )

問題 1 1 (運行記録計による記録)

一般貨物自動車運送事業者等は、次に掲げる事業用自動車に係る運転者の乗務について、当該事業用自動車の瞬間速度、運行距離及び運行時間を運行記録計により記録し、かつ、その記録を一年間保存しなければならない。

- 一 車両重量が7トン以上又は最大積載量が4トン以上の普通自動車である事業用自動車
- 二 前号の事業用自動車に該当する被けん引自動車をけん引するけん引自動車である事業用自動車
- 三 前2号に掲げる事業用自動車のほか、特別積合せ貨物運送に係る運行系統に配置する事業用自動車

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条)

(正) 車両総重量 ( × )

問題 1 2 (輸送の安全)

一般貨物自動車運送事業者は、事業用自動車の最大積載量を超える積載をすることとなる運送(以下「過積載による運送」という。)の引受け、過積載による運送を前提とする事業用自動車の運行計画の作成及び事業用自動車の運転者その他の従業員に対する過積載による運送の指示をしてはならない。

(貨物自動車運送事業法第17条第3項)

( ○ )

問題 1 3 (事業報告書及び事業実績報告書)

一般貨物自動車運送事業者(特別積合せ貨物運送(運行系統が2以上の地方運輸局長の管轄区域に設定され、かつ、その起点から終点までの距離の合計(運行系統が重複する部分に係る距離を除く。)が100キロメートル以上のものに限る。)を行う一般貨物自動車運送事業者を除く)は、その主たる事務所の所在地を管轄する地方運輸局長に、毎事業年度に係る事業報告書を、毎年7月10日までに提出しなければならない。

(貨物自動車運送事業報告規則第2条)

(正) 毎事業年度の経過後100日以内 ( × )

問題 1 4 (遅延利息)

親事業者は、下請代金の支払期日までに下請代金を支払わなかったときは、下請事業者に対し、下請事業者の給付を受領した日(役務提供委託の場合は、下請事業者がその委託を受けた役務の提供をした日)から起算して60日を経過した日から支払をする日までの期間について、その日数に応じ、当該未払金額に国土交通省規則で定める率を乗じて得た金額を遅延利息として支払わなければならない。

(下請代金支払遅延等防止法第4条の2)

(正) 公正取引委員会規則

( × )

問題 1 5 (深夜業)

使用者は、満18才に満たない者を午後10時から午前5時までの間において使用してはならない。ただし、交替制によって使用する満16才以上の者については、この限りではない。

(労働基準法第61条)

(正) 満16才以上の男性

( × )

問題 1 6 (定義)

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律において「競争」とは、2以上の事業者がその通常の事業活動の範囲内において、かつ、当該事業活動の施設又は態様に重要な変更を加えることなく次に掲げる行為をし、又はすることができる状態をいう。

1 同一の需要者に同種又は類似の商品又は役務を供給すること

2 同一の供給者から同種又は類似の商品又は役務の供給を受けること

(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第2条第4項)

( ○ )

Ⅱ. 次の問題 17 から 21 の文章の指示に従って、質問に答えなさい。

問題 17 (貨物自動車運送事業に従事する自動車運転者の拘束時間等)

( ) 内に入る正しいものをア～コの中から選び記入しなさい。

・自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第 4 条第 1 項の規定にかかわらず、次に該当する場合には、拘束時間及び休息期間については、厚生労働省労働基準局長の定めるところによることができる。

1. 業務の必要上、勤務の終了後継続 8 時間 ( ① ) の休息期間を与えることが困難な場合

2. 自動車運転者が同時に 1 台の自動車に 2 人以上乗務する場合

3. 自動車運転者が ( ② ) 勤務に就く場合

4. 自動車運転者がフェリーに乗船する場合

・運転時間は、2 日(始業時刻から起算して 48 時間をいう。)を平均し 1 日当たり 9 時間、2 週間を平均し 1 週間当たり ( ③ ) 時間を超えないものとする。

・拘束時間は、1 箇月について 293 時間を超えないものとする。ただし、労使協定があるときは、1 年のうち ( ④ ) ヶ月までは、1 年間についての拘束時間が ( ⑤ ) 時間を超えない範囲内において、320 時間まで延長することができる。

(自動車運転者の労働時間等の改善のための基準第 4 条第 1 項 1 号、4 号、第 3 項)

ア. 3516	イ. 44	ウ. 3	エ. 隔日	オ. 未満
カ. 早朝	キ. 9	ク. 3840	ケ. 63	コ. 以上
サ. 以下	シ. 56	ス. 休日	セ. 6	ソ. 深夜

① ( コ )    ② ( エ )    ③ ( イ )    ④ ( セ )    ⑤ ( ア )

問題 18 (報告書の提出)

「自動車の装置(道路運送車両法第四十一条各号に掲げる装置をいう。)の故障により、自動車が運行できなくなったもの」及び「車輪の脱落、被牽けん引自動車の分離を生じたもの(故障によるものに限る。)」に該当する事故の場合に、自動車事故報告書に添付すべき書面及び略図又は写真として、次の①～③について正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

(自動車事故報告規則第2条11号、12号、第3条第2項1号、3号、4号、7号)

- ① 当該自動車の自動車検査証の有効期間
- ② 最近における当該自動車についての小規模な改造の内容、施行期日及び施行工場名 (正) 大規模
- ③ 故障した部品及び部品の故障した部位の名称(前後左右の別がある場合は前進方向に向かって前後左右の別を明記)、当該部品の製作者(製作者不明の場合は販売者)の氏名又は名称及び住所

① ( ○ )    ② ( × )    ③ ( ○ )

問題 19 (事業計画の変更の認可の申請)

一般貨物自動車運送事業者が事業計画の変更の認可を申請しようとする際に、事業計画変更認可申請書に記載すべき事項として、次の①～③について正しいものには○を、誤っているものには×を( )内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業法施行規則第5条第1項)

- ① 氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、その役員の氏名
- ② 変更しようとする事項(新旧の対照を明示すること。)
- ③ 変更の予定日

(正) ①代表者の氏名    ③変更を必要とする理由

① ( × )    ② ( ○ )    ③ ( × )

問題 20 (運転者台帳)

一般貨物自動車運送事業者等は、運転者ごとに、必要な事項を記載し、かつ、運転者台帳の作成6月以内に撮影した単独、上三分身、無帽、正面、無背景の写真をはり付けた一定の様式の運転者台帳を作成し、当該運転者の属する営業所に備えて置かなければならないとされている。

運転者台帳に記載すべき事項として正しいものを、次のア～カの中から2つ選び( )内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業輸送安全規則第9条の5)

- |                          |               |
|--------------------------|---------------|
| ア. 運転者の氏名、住所及び本籍地        | イ. 配偶者及び子の有無  |
| ウ. 雇入れの年月日及び運転者に選任された年月日 | エ. 飲酒の頻度      |
| オ. 作成番号及び作成年月日           | カ. 属する営業所の名称  |
| キ. 事業者の氏名又は名称並びに代表者の氏名   | ク. 保有する資格の種類  |
| ケ. 運転免許の年月日及び発行した公安委員会   | コ. 事業用自動車の乗務歴 |

(ウ) (オ) 順不同

問題 21 (運賃及び料金の届出)

一般貨物自動車運送事業者は、運賃及び料金を定め又は変更したときは、運賃及び料金の設定又は変更後30日以内に、運賃料金設定(変更)届出書を提出しなければならないとされている。

提出する運賃料金設定(変更)届出書に記載すべき事項として正しいものを次のア～ウの中から1つ選び( )内に記入しなさい。

(貨物自動車運送事業報告規則第2条の2)

- ア. 設定し、又は変更しようとする運賃又は料金の種類、額及び適用方法(変更の届出の場合にあっては、新旧の対照を明示すること。)

(正) 及び

- イ. 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名  
ウ. 設定し、又は変更しようとする運賃及び料金を適用する運行系統又は地域を所管する運輸局又は運輸支局名

(正) 運行系統又は地域のみで可

(イ)